

「関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」における弁理士法施行令の一部改正について

平成 18 年 11 月
特 許 庁

1. 改正の必要性

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 17 号。以下「改正法」という。）において、税関長が、輸出を禁じる貨物（以下「輸出禁制品」という。）に該当するかどうかを認定する手続を関税法に新設する改正が行われた（平成 18 年 6 月 1 日施行）。また、意匠法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 55 号）においても、特許法等において、これまで物を生産、使用、譲渡、輸入する行為を発明の実施としてきたところ、輸出する行為についても発明の実施として取り扱うための改正が行われ（平成 19 年 1 月 1 日施行）、さらに、特許権者等の権利者が、輸出禁制品について税関長に対して行う手続について、輸入を禁じる貨物（以下「輸入禁制品」という。）についての手続と同様、弁理士が代理できるように、弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）の一部改正が行われ、政令へ委任する規定が新設された（平成 19 年 1 月 1 日施行）。

また、上記のとおり輸出禁制品に係る手続が関税法に追加されたことにより、税関長が、輸入禁制品に該当するかどうかを認定する手続を規定した部分（関税法第 69 条の 9～第 69 条の 17）について、条項の移動が行われることとなった。

したがって、上記弁理士法の一部改正を踏まえ、弁理士法施行令（平成 12 年政令第 384 号）第 1 条に、輸出禁制品について税関長に対して行う手続について弁理士が代理するために必要となる規定を新たに追加する必要がある。また、同条には、関税法において、条項の移動が行われた輸入禁制品に関する規定が引用されていることから、条項の移動に伴う規定の整理を行う必要がある。

2. 改正の内容

改正法附則第 13 条の規定により、輸出禁制品について税関長に対して行う手続について、新たに弁理士が代理できることとされ、弁理士法第 4 条第 2 項第 1 号に、輸出禁制品に係る規定である関税法第 69 条の 3 第 1 項及び第 69 条の 4 第 1 項が新たに追加された。

したがって、今般の改正では、輸入禁制品と同様、輸出禁制品について税関長に対して行う手続である以下の事務について、弁理士が代理できる手続として弁理士法施行令第 1 条に新たに規定することとする。

- （二）税関長の通知の受領（関税法第 69 条の 3 第 1 項）
- （ホ）特許庁長官に意見を聴くことを求める手続（関税法第 69 条の 7 第 1 項）
- （ヘ）証拠の提出手続、意見の陳述手続（関税法施行令第 62 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 62 条の 11 第 3 項）

また、現行弁理士法施行令第1条は、関税法において、条項の移動が行われた輸入禁制品に関する規定（関税法第69条の9及び第69条の14）を引用していることから、これらの規定を整理する。

3. 施行期日等

公 布 平成18年9月21日
施 行 平成19年1月1日